

富山県警察本部訓令第 20 号

巡査の階級にある警察官を司法警察員に指定する訓令を次のように定める。

令和 2 年 9 月 3 日

富山県警察本部長 大原 光博

巡査の階級にある警察官を司法警察員に指定する訓令

巡査の階級にある警察官を司法警察員に指定する訓令(平成 17 年富山県警察本部訓令第 10 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この訓令は、刑事訴訟法第 189 条及び第 199 条第 2 項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則(昭和 36 年富山県公安委員会規則第 11 号)第 1 条第 2 項の規定に基づき、富山県警察の巡査の階級にある者を司法警察員に指定することを目的とする。

(司法警察員に指定する巡査)

第 2 条 司法警察員に指定する巡査は、次に掲げる者とする。

- (1) 性犯罪捜査員を命ぜられた者
- (2) 生活安全部生活安全企画課、同人身安全・少年課、同サイバー犯罪対策課、刑事部刑事企画課、同捜査第一課、同捜査第二課、同組織犯罪対策課、同国際捜査課、同鑑識課、交通部交通指導課、同交通機動隊、同高速道路交通警察隊及び警備部公安課において勤務を命ぜられた者
- (3) 警察署の生活安全課、刑事課、刑事第一課、刑事第二課、刑事生活安全課、地域交通課(企画送致係、指導係及び事故捜査係)、交通課及び警備課において勤務を命ぜられた者
- (4) 上市警察署立山公園口警察官駐在所、同室堂警備派出所、富山南警察署小見警察官駐在所、南砺警察署平警察官駐在所、同上平警察官駐在所及び同利賀警察官駐在所において勤務を命ぜられた者